

ソロっと活動を再開しませんか！

2023 令和5年度

ま

調べる
地域づくりのための調査・研究

ふるさとづくり事業（布川地区協議会）、下川手集落地域資源活用研究（下川手集落）、地域活性環境整備（浦田地区協議会）、高田街道復活プロジェクト（三省地区協議会）、先進地視察（がんばろう布川弁当の会） など

ち

盛り上げる
イベントなどで活性化

布川賑わいプロジェクト（布川地区協議会）、浦田地区芸能祭（事業実行委員会）、いこいの場（老人クラブ連合会）、豚米衛祭り三省地区：三緑会） など

づ

交わる
交流活動で地域を活性化

松之山安吾の会（安吾の会）、新そば祭り（縄文の和 黒倉）、ひのきやライブ in 松之山（事業実行委員会）、神社で尺八ライブ（中立山地区：事業実行委員会） など

く

美化する
地域環境整備

花壇整備（松之山寿楽会）、花いっぱい運動（下川手白寿会）

り

育てる
地域の福祉教育文化の向上

子ども野鳥の会（松之山野鳥保護会）、北浦田村史発行（事業実行委員会）、松之山を遊びつくす会（松之山基地）、下川手集落の軌跡展（事業実行委員会）、天水越集落史編集（事業実行委員会） など

その他
松之山自治振興会が認める事業

松之山自治振興会は、皆様が提案し、皆様が行うまちづくり事業を応援します。松之山地域に住所を置く、地域づくり活動を行っている団体（地域協議会、集落、老人クラブ、青年会、活動グループ、ボランティア団体など）が主体となり、広く地域住民の参加で行う事業が対象となります。ふるってご応募下さい。



これまでこのような事業が採択されています。コロナ禍で十分な活動ができませんが、ソロっとと本気出してみませんか？

事業

募集締めきり **2月27日**

詳しくは裏面をご覧ください⇒⇒

まちづくり事業補助金 募集要項

<事業の名称>

◆まちづくり事業補助金

<対象となる団体>

- ◆松之山地域に住所を置く、松之山の地域づくり活動に取り組む団体とします。
- ◆ただし、団体の会則があることが必要となります。

<対象事業>

◆松之山地域内の住民等を対象とするものです。

- (1) 地域の自発的な地域づくりに関する調査・研究に関する事業
- (2) 地域のコミュニティ向上に関する事業
- (3) 地域の活性化に関する事業
- (4) 地域の環境整備に関する事業
- (5) 地域の福祉・教育・文化の向上に関する事業
- (6) その他、松之山自治振興会が認める地域づくり事業

◆ただし、以下の事業については対象外とします。

- ①公共団体又は公共団体が設立した団体による事業
- ②営利活動・政治活動または宗教活動を目的とする事業
- ③その他、松之山自治振興会が適当でないとした事業

<対象となる事業費>

◆事業の実施に直接要する経費及び事業の広報に要する経費とします。

◆ただし、以下の経費は補助対象から除きます。

- ①当該実施団体の備品や経常的管理運営に係る経費
- ②飲食に係る経費（会議茶菓代、講師昼食代、補助対象事業の内容としての郷土料理の提供費用などは対象とします。）

◆他の公的補助金を受ける事業は対象となりませんのでご注意ください。



<実施条件>

◆令和5年4月1日から翌年3月31日までに実施する活動とします。また、事業の実施状況は広く公表するものとし、公表を望まない場合は対象になりません。

<補助金額>

◆補助金は、1対象事業につき、補助対象経費の3/4以内、20万円が限度です。
(ただし、申し込み数等の状況によって補助額を減額する場合があります。)



<申し込み方法>



◆令和5年2月27日(月)までに所定の申請書に記入の上、松之山自治振興会事務局に提出してください。(申請様式は事務局にあります。データ出力も可能です。)

<審査・採択>

- ◆松之山自治振興会にて審査・採択を行います。(採択の内示は年度初めに通知します。)
- ◆松之山自治振興会の予算の範囲内で補助を行います。

<追加申請>

◆申請数が少なかった場合などで予算が余った場合は第2次募集を行うことがあります。

<申し込み・お問い合わせ>

松之山自治振興会事務局（十日町市役所松之山支所内）担当：中島まで

電話：596-3131 FAX：596-3515 E-mail: m_jichishinkoukai@yahoo.co.jp